

2025 年 10 月

各 位

株式会社 山形銀行

**IT 関連サービスの外国送金（仕向）を申し込まれるお客さまへ
-「北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起」への対応について-**

警察庁を含む関係省庁のホームページにおいて、「北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起」（以下、「本注意喚起」といいます）が公表されています。

▼警察庁ホームページ | 北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起について

(https://www.npa.go.jp/bureau/security/northkorea_IT/NK_IT_202508.html)

外国為替及び外国貿易法に基づき、北朝鮮に対する支払原則禁止措置その他の北朝鮮に関する支払等規制（異なる名義で実質的に当該規制の対象となる支払等が行われる場合を含む）が導入されており、北朝鮮に住所等を有する者に対する支払いは原則禁止されています。

「本注意喚起」においては、北朝鮮 IT 労働者に対し業務を発注し、サービス提供の対価を支払う行為は外国為替及び外国貿易法等の国内法に違反するおそれがある旨記載されています。

銀行は外国為替及び外国貿易法第 17 条の規定により IT 関連サービスの仕向送金を取り扱う際、お客さまが「本注意喚起」により求められている対策をとっているかの確認が求められています。

IT プラットフォームを利用して業務を受発注されているお客さま、ならびに IT 関連サービスを送金の目的とする仕向送金を申し込まれるお客さまにおかれましては、「本注意喚起」をご一読いただき、お客さまの仕向送金や相手方との取引に関して、以下 3 点を中心に「北朝鮮規制関連取引」に該当しないことのご確認とご申告（依頼書等の該当の□にチェック）をお願い申し上げます。

なお、北朝鮮 IT 労働者の関与が疑われる場合には「本注意喚起」の【問合せ先】にご照会ください。

確認事項

1. お申し込みいただいた仕向送金は「本注意喚起」に記載の「北朝鮮 IT 労働者」に業務を発注したりその対価を支払う送金ではない。
2. お客さまが、業務の受発注のためのオンラインのプラットフォームを運営したり、利用して業務を発注する場合において、「本注意喚起」のような特徴がある場合には対策をとっている。
3. お客さまの知りうる限りにおいて、最終的な資金の受取人は北朝鮮居住者でなく、お取引相手の主な株主や取締役の中にも北朝鮮居住者（法人・個人）はいない。